



# 木更津税務署からのお知らせ



【問合せ先】 〒 292-8550 木更津市富士見 2-7-18 TEL 0438 (23) 6161 (代表)  
※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

## e-Tax 申告 について

～新型コロナウイルス感染防止の観点からもご自宅からの e-Tax をご利用ください～

### 申告書は、国税庁ホームページで作成・印刷もできます！

STEP

1

#### 「国税庁ホームページ」へアクセス

所得税、消費税及び贈与税の申告書、収支内訳書や青色申告決算書を作成できます。  
(所得税の申告書については、スマートフォンやタブレット端末でも作成できます。)

スマートフォンはこちら



STEP

2

#### 申告書等を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書等が作成できます。自動計算なので計算誤りがありません。

STEP

3

#### e-Tax で送信して提出

##### ①マイナンバーカードを使って送信

マイナンバーカード、ICカードリーダライタ又はマイナンバーカード対応のスマートフォンをご用意ください。

##### ②IDとパスワードで送信

ID・パスワード方式は、事前の届出が必要です。届出をする場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

## 税理士による無料申告相談

～ 申告書を作成できます ～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期 間	会 場	所 在 地	時 間
2月8日(月) ～ 2月15日(月) ※土、日及び祝日を除きます。	スパークルシティ木更津 4階	木更津市富士見1-2-1	午前9時～12時 午後1時～4時

- 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書を作成して提出できます。申告書等の提出のみの場合は、直接税務署にお持ちいただくか、郵送にてご提出ください。
- 土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合、住宅借入金等特別控除1年目(増改築1年目を含む。)の場合、所得金額が高額な場合及び相談内容が複雑な場合は、ご利用できません。
- ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類、筆記具、計算器具、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類(①マイナンバーカード又は②通知カードなどの番号確認書類及び身元確認書類)の写し等をご持参ください。
- 会場の混雑を避けるため、受付を早く締め切る場合がありますのでご了承ください。

(裏面もご覧ください。)



# 所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人消費税の 申告書作成会場の開設について

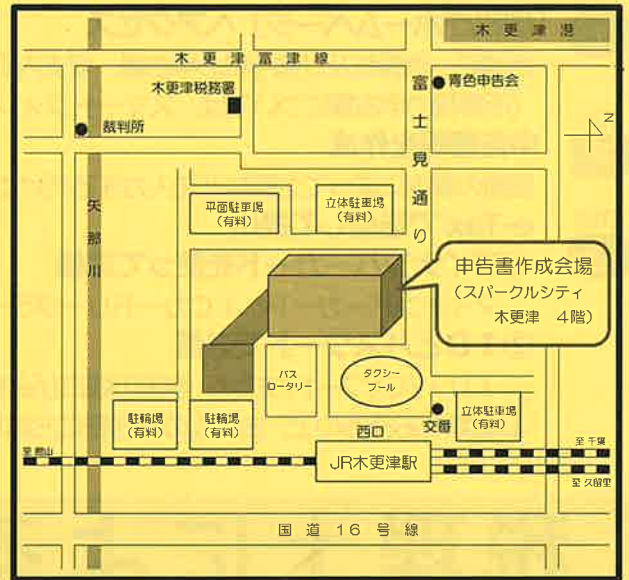
～混雑(3密)回避のため入場整理券を配付します～

開設期間	会場	所在地	時間
2月16日(火) ～ 3月15日(月) ※ 土、日及び祝日を除きます。(注)	スパークルシティ 木更津 4階 ※ 木更津税務署では申告書の作成・相談は行っておりません。	木更津市 富士見1-2-1	【作成相談の受付時間】 午前8時30分から午後4時まで ※会場の混雑回避のために、受付を早めに締め切る場合があります。 【作成済み書類の提出】 午前8時30分から午後5時まで

(注) ただし、2月21日及び2月28日の日曜日は会場しません。

## 【案内図】

- 令和2年分の申告書作成会場においては、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
- 入場整理券の配付状況に応じて受付を早めに締め切る場合があります。
- 申告書作成会場には、無料駐車場はございません。公共交通機関をご利用ください。
- 税務署より「確定申告のお知らせ」はがき又は通知書が送付された場合は、ご来場の際、必ずご持参ください。
- 公的年金を受給されている方は、本年は2月16日(火)よりも前から申告相談をお受けしています。(1月4日から2月15日までは木更津税務署にて申告相談をお受けしています。)



## 会場内での感染防止策と来場される方へのお願い

～申告書作成会場及び税理士による無料申告相談会場は感染防止策を講じた上で開設します～

- 相談の従事者においては、日頃から手洗い・うがいの徹底や体調がすぐれない場合には相談に従事しないといった対応をしているほか、相談の際はマスクやフェイスシールドを着用し、会場をこまめに換気するなどの対策を徹底しています。
- ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。
- ご来場の際は、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いいたします。
- 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせず来場を控えていただくようお願いいたします。

## 申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

確定申告書等を税務署へ提出する際は、「毎回」マイナンバーの記載と、本人確認書類(番号確認書類及び身元確認書類)の提示又は写しの添付が必要です。

